

出席停止と治癒証明書についてのお願い

この度、感染症の診断を受けたという連絡をいただきました。

学校保健安全法の規定により、学校において予防すべき感染症にかかった場合は、出席を停止することになっています。学校より、治癒証明書をお渡しいたしますので、その用紙を医療機関で記入していただき、登校可能となりましたら学校へ提出してください。

なお、出席停止期間に関し、ご不明な点がありましたら、学校へ連絡してください。

<学校において予防すべき感染症>

第一種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）

などは、その定め(感染症予防法)にしたがう。 治癒するまで

第二種（飛沫感染するもので学校において予防すべき感染症）

インフルエンザ（鳥インフルエンザ<H5N1>及び新型インフルエンザを除く）

. . . 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで

百日咳 . . . 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な
抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻疹 . . . 解熱後3日を経過するまで

流行性耳下腺炎 . . . 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後
5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで

風疹 . . . 発疹が消失するまで

水痘 . . . すべての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜熱 . . . 主要症状が消退後2日を経過するまで

結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 . . . 感染のおそれがないと認めるまで

第三種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

その他の感染症 病状により学校医その他の医師において
感染のおそれがないと認めるまで